

告 示

埼玉県告示第六百八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

オーケー川口中青本店

埼玉県川口市中青木二百六十八番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 県道へのラバーポール設置は、青木第八十七号線の通行に影響が出るため、周辺住民の理解を得てから設置すること。

(2) 二輪車出入口が交差点付近となるため、利用者に注意喚起を促すこと。

二 縦覧期間

令和六年六月四日から令和六年七月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター